

鏡野町の50歳以上の皆さま

～任意接種～

たいじょうほうしん

带状疱疹

ワクチンの
費用助成を開始します!

带状疱疹って?

水ぶくれを伴う発疹が、皮膚の神経に沿って帯状に出現する疾患です。皮膚症状が治った後も長い間痛みが残る带状疱疹後神経痛になる可能性があります。予防としては、できるだけ健康的な生活習慣を保つことと、50歳以上の方は、ワクチンを接種することで、発症予防・重症化予防が期待できるとされています。

対象者(任意接種)

鏡野町に住民登録のある
50歳以上の方
(費用助成は生涯1回)

助成回数・金額

ワクチンの種類	助成回数	助成額(上限額)
水痘生ワクチン	1回	上限4,000円
带状疱疹ワクチン	2回	1回につき 上限11,000円

※1人につき、いずれかのワクチンについて助成

予防接種の受け方

【町内】の医療機関

1 医療機関に予約し、接種

2 接種費用から町助成額を引いた額を支払う

※医療機関に支払う額は町助成額と同等程度の額になります

【町外】の医療機関

1 医療機関に予約し、接種

2 接種費用全額を支払い、領収書、接種済証をもらう

3 健康推進課で償還払いの申請をする

お問合せ・償還払い申請窓口

鏡野町役場 健康推進課

☎(0868)54-2025

償還払い申請に必要なもの

- ①带状疱疹任意予防接種費用助成申請兼請求書
- ②領収書(原本)

※带状疱疹予防接種に要した費用の支払いを証明する医療機関が発行した書類(領収金額、接種日、带状疱疹予防接種等が明記されたもの)

- ③接種済証(写し)
- ④振込口座の分かるもの

必要回数の接種後から
30日以内に
申請してください